

まんがで
わかる!
年金一元化

年金払い退職給付が 創設されます



新たな公務員共済制度年金

被用者年金が一元化されることにより、共済年金の職域部分が廃止されますが、廃止と同時に平成27年10月から「新たな公務員共済制度年金」として「年金払い退職給付（退職等年金給付）」が創設されます。

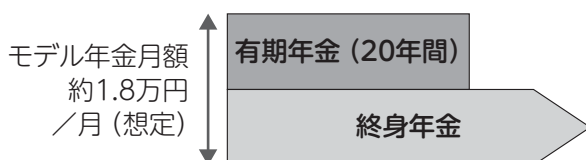
年金払い退職給付とは

年金払い退職給付は、新たに積立てる保険料を財源とする年金で、半分は有期年金、半分は終身年金となります。支給開始は65歳ですが60歳まで繰上げが可能です。有期年金の期間は、10年又は20年を選択できます。本人が死亡した場合、終身年金は終了しますが有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給されます。

また、公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、障害年金や遺族年金が支給されます。

「年金払い退職給付」のイメージ

【積立方式】



参考

現行の職域部分

【賦課方式】



※モデル年金月額は、標準報酬月額36万円、40年加入等一定の前提をおいて試算。

〈年金払い退職給付の概要〉

- 半分は有期年金、半分は終身年金（65歳支給（60歳から繰上げ可能））。
- 有期年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可能）。
- 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法定（労使あわせて1.5%）。
※キャッシュバランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金とのかい離を抑制する仕組み。
- 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務上障害・遺族年金を支給。
- 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- 旧職域部分の未裁定者について、経過措置を規定。

ココがしりたい!

Q & A

Q 現在の職域部分の年金支給については、どうなりますか？

A 平成27年9月までの組合員期間については、職域部分の年金として支給されます。平成27年10月前の組合員期間と10月以降の組合員期間がある方は、平成27年9月までは職域部分の年金、平成27年10月以降は年金払い退職給付としての年金が支給されます。

Q 年金払い退職給付の保険料率は、どうなりますか？

A 保険料率は上限（1.5%）が法定され、労使折半することになります。

2015(平成27)年10月廃止が決定済

